

2025年度規制改革要望

2025年9月16日

一般社団法人 日本経済団体連合会

2025年度規制改革要望 概要

I. 基本的考え方

- 経団連が日本の2040年を展望した「FUTURE DESIGN 2040」では、日本が持つ構造的かつ複雑な課題を乗り越え、公正・公平で持続可能な社会および「科学技術立国」を実現する重要性を指摘。その実現には、**急速な技術進歩や経済社会の変化に応じて、規制を不断に見直すことが必要**。とりわけ、生産年齢人口が減り続けている現状においては、**新技術の実装を通じた人手不足に対応するための規制・制度改革**が不可欠。
- そこで、**人の活躍**、**地域経済社会**、**イノベーション・デジタル**、**環境**を柱に規制改革要望を取りまとめ。

II. 更新・再提出する規制改革要望

2項目 (No. 1～2)

III. 2025年度規制改革要望 (新規)

56項目

No.は2025年度規制改革要望における通し番号

1. 人の活躍 (No.3～15)

2. 地域経済社会 (No.16～27)

3. イノベーション・デジタル
(No.28～51)

4. 環境 (No.52～58)

各分野の要望例

裁量労働制等の対象業務に関する法定基準の調整・代替の拡大

No.10 裁量労働制や高度プロフェッショナル制度の対象業務に関する法定基準の調整・代替の拡大

過半数労働組合との間での十分な協議を経た労使の合意、十分な健康確保措置等を条件に、**各企業の労使が、裁量労働制や高度プロフェッショナル制度の対象業務を決定できる仕組み**を創設すべき（労働基準法第38条の3、第38条の4、第41条の2）
⇒働き方の柔軟化、労働生産性の向上

裁量労働制と高プロの適用労働者の約8～9割が適用に満足

裁量が大きい業務が増加

しかし、**対象業務が厳格に限定**



各企業の労使が、裁量労働制や高度プロフェッショナル制度の対象業務を決定する仕組みを創設

規制改革



- ☑要件
 - ✓ 過半数労働組合との間での十分な協議を経た労使の合意
 - ✓ 十分な健康確保措置等

業務実態に適った形で、裁量労働制・高プロの活用が可能

働き方の柔軟化・労働生産性の向上

能力の最大発揮と成長意欲の一層の喚起

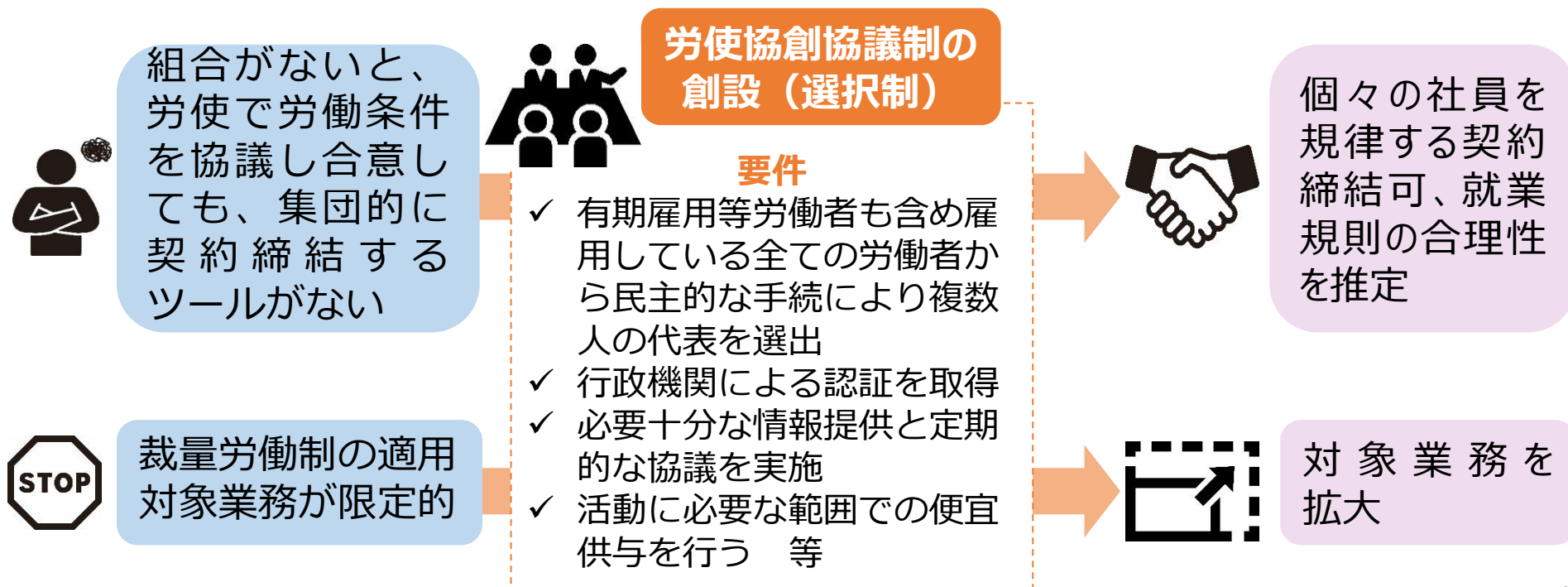


No.14 労使協創協議制の創設

過半数組合がない企業の労使における意見集約や協議を促すため、新しい集团的労使交渉の場の選択肢として、「**労使協創協議制**」を創設すべき

(労働契約法第8条、労働基準法第38条の3、第38条の4等)

⇒過半数労働組合がない企業ですでに恒常的かつ実質的に交渉・協議を行っている労使に対してインセンティブ付与、労使コミュニケーションのさらなる活発化、安定的な労使関係の構築

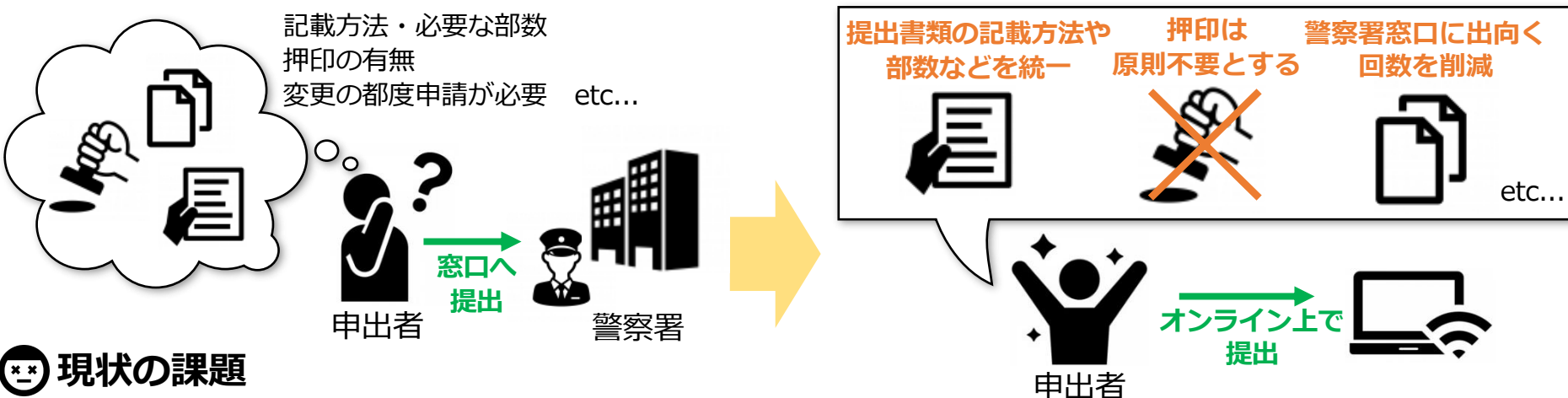


緊急通行車両の申請手続の電子化・統一化・簡素化

No.17 災害時における緊急通行（輸送）車両の申請手続の電子化・統一化・簡素化

緊急通行(輸送)車両確認標章および証明書の事前交付に係る申請手続は、地域を問わず、警察署窓口に加え、**オンライン上での手続も可能とすべき**
事前交付の手続に必要な**緊急通行(輸送)車両確認申出書や提出書類**に関しては、**法令解釈や運用方針における自治体間の差異を是正すべき**

(災害対策基本法施行規則第6条・緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領)
⇒迅速かつ効率的な交付、申出者の負担軽減、実効的な災害応急対策の展開



現状の課題

- 発災前に緊急通行(輸送)車両の交付を受ける場合、**警察署窓口にて必要書類を書面で提出**する必要
- 申出書の書式は統一されているが、**自治体によって記載方法や運用方針が異なる**
- 提出書類の**部数・種類・書式・記載内容等**についても自治体ごとに差がある

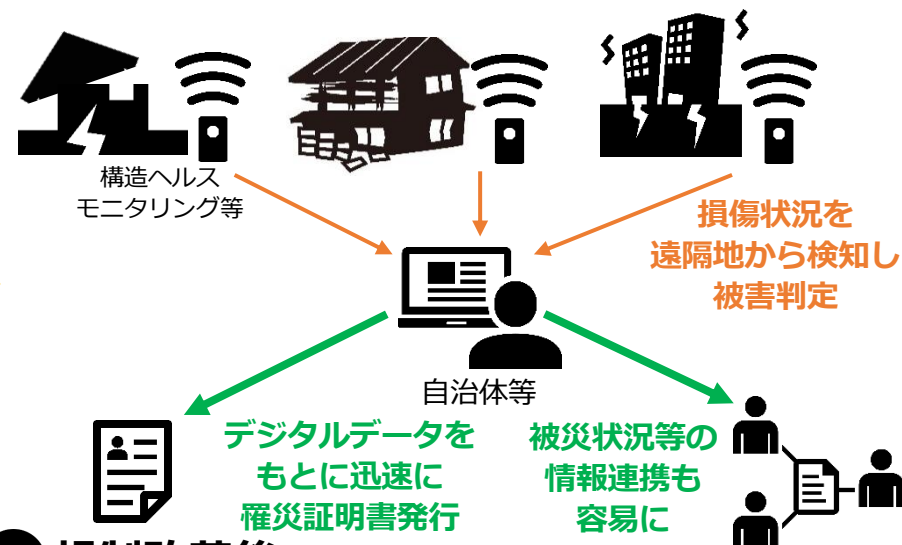
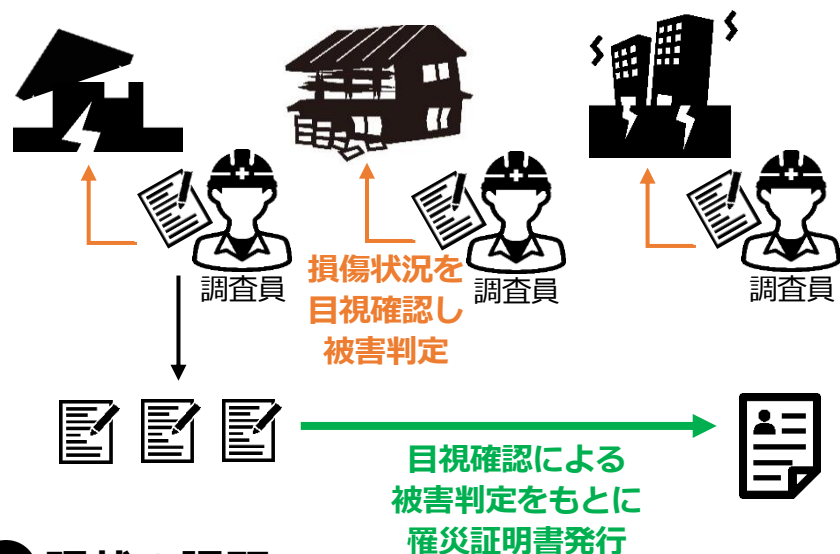
規制改革後

- 発災前交付が一層推進**され、支援物資の供給体制が強化されるなど、災害応急対策の実効性が向上
- 申出者の負担軽減**に加え、自治体による**正確かつ迅速な交付**が可能に

デジタル技術による罹災証明書発行の円滑化・迅速化

No.19 デジタル技術の活用による罹災証明書発行業務の更なる円滑化・迅速化

災害時における住家の被害程度の判定方法として、目視確認のほか、構造ヘルスモニタリングなどの**センシング技術を活用した被害判定も可能とすべき**
 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針 総則「5.調査方法」「6.判定方法」）
 ⇒ **安全で正確かつ迅速な被害判定、被害状況や災害規模の迅速な把握、データの活用による罹災証明書発行業務の円滑化**



現状の課題

- 被害を受けた住家の損傷状況を調査員が1軒ずつ目視で確認する必要
- 判定には航空写真も活用可能だが、「全壊」以外の判定への活用は認められていない
- 罹災証明書の発行までに多大な時間を要している

規制改革後

- 遠隔地から住家の損傷状況等を検知し、被災前のデータを踏まえた被害判定が可能
- 被災地域間の情報連携が容易になる
- 被害認定調査業務が効率化・省力化され、迅速に罹災証明書を発行可能

ウォーターPPP（上下水道分野の官民連携）広域化の推進

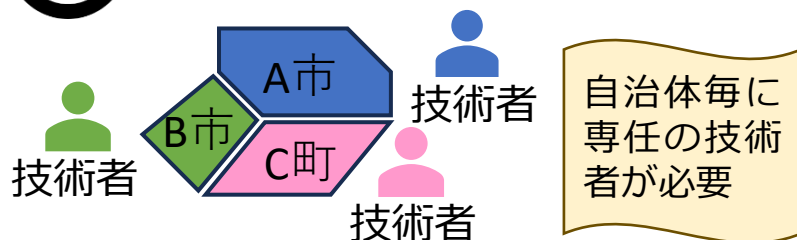
No.24 ウォーターPPPの広域化に向けたガイドラインの改定と周知

上下水道の老朽化や担手不足を解決し持続性を高めるためには、民の創意工夫を活かせるウォーターPPPの広域化がカギ。しかし、PPPのガイドラインは従前通り技術者の専任を踏襲したまま。広域化を前提にガイドラインを改定し、専任要件を必要以上に課さないよう自治体に通知すべき。（下水道法第22条2項 維持管理の資格、下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版）

⇒ PPPの広域化で**老朽化インフラ対策が進み、住民サービスの向上**に寄与



ローカルルールにより
配置技術者の兼任ができない



ウォーターPPPの広域化で対策が進み、
住民サービスが向上



課題

- 各自治体が**専任を前提にする内容**になっているガイドライン添付契約書を**そのまま使用**する懸念
- **専任を求めるローカルルール**の存在

※配置技術者は、法令により実務経験などの要件（例：技術士 上下水道部門）が定められており、自治体ごとに確保することが容易ではない

要望

- ⇒ **添付契約書の改定**
- ⇒ **必要以上の専任不要の通知**



政府



通知



自治体

不動産取引における購入者の利便性向上

No.36 ビデオを活用した重要事項説明時における宅建士の立ち合い義務の緩和

不動産取引で定められた重要事項の説明を（宅建士が予め録画録音した）ビデオ視聴で行う際、①希望する購入者に対してのみ、②ビデオ視聴後に宅建士への質疑応答の機会が設けられることを条件に**ビデオ再生中の宅建士の立会いを不要とすべき**（宅地建物取引業法第35条）

⇒長時間重要説明を聞く**購入者の時間的・空間的な制約を解決**



現在の課題

購入者は宅建士と日程調整の上、長時間（2～3時間）のビデオを宅建士と同時に視聴する必要があり、購入者に時間的・空間的な制約がかかる。

※オンライン会議形式でビデオを視聴することは可能だが、宅建士の立合いが義務

規制改革後の購入者のメリット

- **自由な時間と場所でビデオを視聴可能**
- 複数回に分けて視聴したり、気になった箇所を繰り返し確認することが可能

技適マークの表示方法の緩和

No.41 電波法にもとづく技適マーク等の表示方法の緩和

「技適マーク」・「型式指定マーク」の表示方法の緩和（本体表示義務の例外規定の要件緩和、取扱説明書・QRコードによる表示認可拡大、単一マークへの共用化）を進めるべき（電波法第38条の6、第38条の7、第100条等）
⇒デバイス製造のコスト削減・国際競争力強化、ジャパンパッシング回避

現在

- ・ 自動車のIoT化などデバイスが小型化
- ・ 日本の技適マーク等は諸外国と比べてもサイズ・情報が多く、複数マークの表示が必要な場合も
- ・ 機器本体への直接表示が免除されるのは、体内埋込型など一部のケースに限定
- ・ 製品仕様上マーク印字が困難でマーキング時の印字欠陥や廃棄が発生
- ・ 革新的デバイスの市場投入に障壁

規制改革後

- ・ レーザーマーキング失敗の廃棄ロス削減
- ・ 仕向国ごとに異なる設計が不要となり、品番分け等を回避
- ・ 製造事業者のコスト削減と納期短縮による国際競争力強化
- ・ 革新的なデバイスが日本で発売されない「ジャパンパッシング」の回避



印字スペースが限られる
車載無線機器等にも
マークの表示義務



取扱説明書等
での表示

QRコード等
活用

複数マークを
単一マークで
共用